

人・農地プラン案

市町村名	対象地区名（地区内大字名）	作成年月日	直近の更新年月日
橋本市	高野口地区（名倉、大野）	—	—

1. 対象地区の現状

① 地区内の耕地面積	1 0 8 ha
② 地区内の遊休農地面積	2 1 ha
③ アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4 5 ha
④ アンケート調査等に回答した地区内における 70 歳以上の農業者の耕作面積の合計	2 4 ha
うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1 5 ha
⑤ 地区内において意欲的な農業者が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.6 0 ha
（備考）	

2. 対象地区の課題

○若者の農業者が減少し、高齢化が進み、後継者の目途が付いていない農地が点在している。
○水稻を栽培する兼業農家が多いが、販売単価が安価であるうえ、農業用機械の更新に要する経費が高く、担い手が不足していることから、今後の遊休農地の増加が危惧される。
○野菜農家も多いが、栽培管理上、一定規模以上の農地拡大が困難。
○一部の集落においては住宅化が進んでいることで、一団としての農地活用が困難である。

3. 対象地区内における農業者や意欲的な農業者への農地集約に関する方針

○集落の農地利用は、対象地区内の意欲的な農業者が担っていく。
○認定農業者や認定新規就農者など将来、集落の中心経営体となりうる担い手を育成し、農地集約の促進を図る。
○他地区からの農業者の受入れが可能な集落は、農地中間管理事業を活用し、新たな担い手への集約を検討する。
○耕作条件の良い農地で、後継者の目途が付いていない農地は農地中間管理事業の活用を積極的に検討していく。

人・農地プラン案

4. 3の方針を実現するために必要な取り組み（任意記載事項）

（意欲的な農業者への農地集積）

- 農地中間管理機構※ や紀北川上農業協同組合等と連携し、集落で規模拡大を希望する意欲的な農業者の情報を共有することで、農地集約を図る。

（農地中間管理機構の活用）

- 耕作条件の良い農地や一団としてまとまった農地を中心に農地中間管理事業の活用を促進するため、制度の周知徹底を図る。

（農地の保全への取組方針）

- 中心経営体だけではなく、集落の農業者や土地の所有者が一体となって農地の保全に取り組む。

（鳥獣被害防止対策の取組方針）

- 地域による鳥獣害対策（電気柵の設置や追い払い等）に取り組む。

（農地維持のための用地指定）

- 一団の優良農地となりうる集落では、より効率的な農業経営に向けて農業振興地域農用地区域の指定を受けることができないか検討を行う。

（農業者の健康増進）

- より長く農業に従事してもらえよう、農業者の健康増進を図る。

※農地中間管理事業とは

「高齢者」や「後継者がいない」などの理由で耕作が困難な農地を農地中間管理機構が借り受け、担い手農家に貸し付ける国の制度です。和歌山県では和歌山県農業公社が運営しています。

〈農地中間管理事業のメリット〉

- トラブルがあっても、貸し手と借り手の間に農地中間管理機構が入るので安心です。
- 契約期間終了後、農地はお手元に戻ります。
- 賃貸借の場合、賃料は農地中間管理機構が回収するので貸し手は手間が省けます。

人・農地プラン案

5. 各集落からの意見（任意記載事項）

この欄は、回覧後に皆さんからいただいたご意見をまとめて記載する予定です。

6. 対象地区内において意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引き受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
アンケート 調査	1名					
<p>「農地の拡大を考えている農業者」や「販路を開拓していきたい農業者」など、『意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者』として、この欄への登録を希望される農業者は、橋本市役所 農林振興課または、担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員までご連絡ください。</p> <p>なお、今回回覧した対象地区以外の地区で、農地の拡大等を検討されている農業者も募集しています。</p> <p>今後、国や市の農業施策を活用するには、意欲的に農業に取り組んでいく意向のある農業者であると共に、認定農業者や認定新規就農者など地域の「中心経営体」として人・農地プランに位置づけられることが必要となる場合があります。</p> <p>詳細は橋本市役所農林振興課（0736-33-6113）にお問い合わせください。</p>						